

令和5年第11回

美里町農業委員会総会議事録

第11回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年11月24日(金) 午後1時28分から午後2時32分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員（13名）

1番 佐々木 幸一郎	2番 福田 なほ子	3番 鈴木 幸博
6番 後藤 幸太郎	7番 小野 保裕	8番 我妻 卓美
10番 遊佐 恭一	11番 濵谷 正行	12番 久道 雄悦
13番 尾形 司	14番 古内 世紀	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農用地の形状変更届について
6. 非農地証明願について
7. 農地法第3条の規定による許可書の訂正について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員（3名）

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	では、ただいまより令和5年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和5年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員につきましては、4番渡邊雅光委員と9番片倉澄子委員が欠席ですので、13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。6番後藤幸太郎委員、7番小野保裕委員にお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、11月6日、20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
遊佐恭一委員	11月6日、月曜日、201会議室において伊藤会長、澁谷委員、私、遊佐の3名で対応しまして、相談件数は1件でございました。 ●●出身で●●にお住いの●●●●さんという方が来まして、農地を増やしたいということで、来庁されました。売買でも賃借でもいいので斡旋してほしいということで、今後手放したい人がいたら声をかけるというふうにお話をいたしました。
久道雄悦委員	以上でございます。 11月20日に、邊見勝寿委員、私、久道で対応しましたところ、●●●●さん所有の田んぼで、息子さんの●●●●さんという方が相談にいらして、農地を売りたいという相談でした。対応としては邊見委員が対応することとなりました。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項5番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。 また、10月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
後藤幸太郎委員	それでは、6番後藤から説明いたします。 農地調査委員会は、渡邊委員と委員長である私、後藤と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計6名で11月14日火曜日に現地調査を行いました。 農用地の形状変更届出についての意見、番号10の申請地は●●字●●です。耕作可能な土質に土盛りがされており、露地野菜の作付けを予定しているそうです。特に問題はないものと確認してきました。 番号11の申請地は、●●字●●です。土盛りにした上で畑地化し、露地野菜の作付けを計画していますので、特に問題はないものと確認してきました。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、ないようですので、続きまして、報告事項6番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、11月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

後藤幸太郎委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>非農地証明願についての意見、番号 27 の申請地は、●字●●です。現地は平成 7 年 1 月 21 日に転用許可を受け、●●●●●●●●の●●の資材置場として雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。</p> <p>次に、番号 28 の申請地は、●●字●●です。長年住宅敷地として宅地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>ないようですので、続きまして、報告事項 7、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(報告事項 7 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>それでは、ないようですので、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について審議いたします。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認め、採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認め、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

- 議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
- 議長 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号255番、256番を除く16件について審議いたします。
質疑ありませんか。
- (なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての16件分について、賛成の方の挙手を求めます。
- (各委員の挙手を確認)
- 議長 全員賛成と認めます。
続きまして、番号256番、255番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、15番邊見勝寿委員の退室を求めます。
- 議長 休憩します。 (14:09)
- 議長 再開いたします。 (14:09)
- 議長 休憩前に引き続き、番号255番、256番について審議をいたします。
質疑ありませんか。
- (なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号255番、256番について賛成の方の挙手を求めます。
- (各委員の挙手を確認)
- 議長 全員賛成と認めます。
- 議長 休憩します。 (14:10)
- 議長 再開します。 (14:10)
- 議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
- 議長 暫時、休憩いたします。 (14:10)

議長	再開いたします。 (14:20)
議長	<p>続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。</p> <p>また、11月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
後藤幸太郎委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見、番号2の申請地は●●字●●にあり、転用目的は賃貸住宅です。周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。住宅は許可方針にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、農地以外の土地を探したようですが、見当たらなかつたことからやむを得ず許可相当と見てまいりました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認め、採決をいたします。</p> <p>第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(各委員の挙手を確認)
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。</p> <p>また、11月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ご苦労さまでした。続きまして、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

それでは、報告します。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見、番号25の申請地は、●●字●●でありまして、転用目的は太陽光発電施設です。現地は、鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあり、大規模な民間の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかつたとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

次に、番号26の申請地も●●字●●であり、転用目的は太陽光発電施設です。番号25の申請地と隣接する土地ですので、農地区分は同様に第2種農地と判断しました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかつたことからやむを得ず許可相当と見てまいりました。

次に、番号27の申請地は、●●字●●であり、転用目的は太陽光発電施設です。現地は、宅地に囲まれ、10ヘクタール以上の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかつたことで、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

番号28の申請地は、●●字●●であり、転用目的は太陽光発電施設です。番号27の申請地と隣接する土地ですので、農地区分は同様に第2種農地と判断しました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかつたことから、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

以上、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

以上、報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

||

議 事 錄 署 名

上記、第 11 回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員
議席 6番

署名委員
議席 7番